



令和7年度～9年度 神奈川県立追浜高等学校（全日制・定時制） 不祥事ゼロプログラム

追浜高等学校（全日制・定時制）は、不祥事の発生をゼロにすることを目的とし、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県立追浜高等学校（全日制・定時制）は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

2 目標および行動計画

（1）【課題】法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】教育公務員としての自覚を持ち、法令遵守及び倫理意識を向上させ、公務外非行の防止に努める。

【行動計画】①神奈川県職員行動指針および懲戒処分の指針等を周知徹底し、教育公務員としての倫理意識の徹底に努める。

②教職員を中心とした不祥事防止研修会を定期的に実施し、自らを厳しく律するとともに、日ごろから教職員相互で注意し合う職場環境を推進する。また、経験の浅い教職員には教育公務員としての自覚と使命感を向上させる。

（2）【課題】職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

【目標】他者の人権を尊重し、良好な職場環境の維持・確保に努め、ハラスメント等の行為を未然に防止する。

【行動計画】①職員啓発資料や事例集を活用し、職場の各種ハラスメントの理解を深める研修を実施する。

②人権研修会等を通じて、人権全般について意識の普及・高揚を図り、不祥事防止に努める。

③不祥事防止研修会等により、ハラスメントのない職場環境づくりを推進する。

（3）【課題】児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】教職員一人ひとりが、生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為発生を未然に防止する。

【行動計画】①わいせつ・セクハラ行為が重大な人権侵害行為であることを再認識させる研修会を実施する。

②生徒とのSNS等や公用電話での私的なやり取りの禁止を全教職員で徹底する。

③生徒指導や個別相談等については、必ず複数の教職員で対応し不祥事防止に努める。

④生徒に対して、わいせつ・セクハラ行為の意識付けと相談窓口を明確化させ、学校全体での不祥事防止を推進する。

（4）【課題】体罰、不適切な指導の防止

【目標】生徒の人権を尊重し、「体罰防止ガイドライン」を遵守し、体罰・不適切な指導を未然に防止する。

【行動計画】①体罰や不適切な指導行為が重大な人権侵害行為であることを再認識させる研修会を実施する。

②生徒指導等については、必ず複数の教職員で対応し不適切な対応の防止に努める。

③体罰防止ガイドラインを積極的に活用し、計画的に研修会を実施する。

④教職員は、指導困難な生徒に対して、体罰や不適切な指導によることなく、生徒の理解のもと適切な指導ができるよう、日頃から指導力向上に努める。

（5）【課題】入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

【目標】入学者選抜業務、成績処理の誤りや調査書等の進路関係書類の誤発行を根絶する。

【行動計画】①入学者選抜業務マニュアルや点検体制における業務内容の確認を徹底し、不祥事防止に向けた取組を継続する。

②マニュアルに沿った適正かつ正確な成績処理の遂行と点検体制を徹底し、不祥事防止に向けた取組を継続する。

③調査書・推薦書・指導要録等の業務において、マニュアルに基づく適正な運用を徹底し、不祥事防止に向けた取組を継続する。

（6）【課題】個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

【目標】個人情報の適正管理及び情報セキュリティ対策を適切に行い、情報の紛失・流失を未然に防止する。

【行動計画】①コンピュータ利用・情報セキュリティ・文書管理に関するルールの理解と定着を図る。

②不祥事防止研修会により、具体的な事例を基に改めて個人情報に係る不祥事防止の取組を徹底する。

③個人情報が含まれる書類を郵送・送信等する際は、宛名と封入物を複数人で確認し、誤送付を防止する。

④不要となった書類をシュレッダー等により廃棄する際は、確認しながら作業を行う。

(7) 【課題】交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

【目標】交通法規の遵守に努めるとともに、安全運転を行い、交通違反や交通事故を防止する。飲酒運転は絶対に行わない。

【行動計画】①教育公務員としての自覚を職員に徹底するとともに、交通法規に対する認識を高める。

②交通法規の遵守と交通事故防止について啓発資料等を活用し、意識啓発を図る研修会を実施する。

③不祥事防止研修会を実施し、教職員の交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守に対する認識を深める。

(8) 【課題】業務執行体制の確保等

【目標】円滑な業務執行にむけて、グループや学年、各教科において情報の共有と業務改善を推進する。

【行動計画】①教職員間において情報共有を図り、学年・グループの適切な業務執行と進行管理を行う。

②教職員の情報共有と業務協力により、一人ひとりの負担を軽減し、効率の良い業務執行体制を推進する。

(9) 【課題】財務事務等の適正執行

【目標】県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。

【行動計画】①会計ハンドブックに基づく執行手続きを徹底すると共に、会計処理の手引きに従って適切な処理をする。

②研修会等により、適正な会計処理や現金の取扱いについて、全教職員に周知する。

③会計処理に係る担当者だけでなく、複数の職員で定期的に執行状況等を点検する。

3 研修計画

	研修内容	強化取組期間
4月	○児童・生徒の個人情報の取扱い	わいせつな行為・セクハラ防止
5月	○わいせつ・セクハラ行為の防止	
6月	○定期試験・成績処理の事故防止	
7月	○体罰、不適切な指導の防止	体罰、不適切な指導の防止
8月	○服務規律の遵守	
9月	○個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	個人情報の適切な取扱い 情報セキュリティ
10月	○適切な私費会計の取扱い	
11月	○飲酒運転の根絶	交通事故・交通違反防止
12月	○入学者選抜の事故防止	
1月	○職場のハラスメントの防止	コンプライアンス意識の醸成
2月	○コンプライアンス意識の醸成	
3月	○風通しの良い職場づくり (適切な業務執行体制の整備)	風通しの良い職場づくり

4 中間検証

10月初旬に中間検証を行い、達成度が低い場合には対応策を検討し、達成度が上がるよう見直す。

5 最終検証

2に規定する目標、行動計画をもとに、令和8年3月初旬までに実施状況を確認し、検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめ、ホームページへ掲載する。

6 不祥事ゼロプログラムの策定

このプログラムは令和7年度から令和9年度の3カ年を策定する。